

## 第 2 3 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

( 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正 )

第 1 条 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

( 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 )

第 2 条 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成 1 2 年足立区条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。